

『ごみ出し困難者支援収集』 ご利用案内

令和2年10月より、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方に対し、市が無償で玄関先まで収集に伺う事業を開始します。この制度の利用には申込が必要です。

1 ご利用いただける方



自分でごみ集積所にごみを運ぶことが困難であり、市内にお住まいの方のうち、次の要件を満たす方が対象となります。

- (1) 一人暮らしで下記の《支援基準》のどれかに該当する世帯
- (2) 同居者全員が下記の《支援基準》のどれかに該当する世帯

《支援基準》

- ① 要介護度3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の視覚障害又は肢体不自由の1, 2級に該当する方
- ③ 療育手帳のA又は㊤に該当する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する方

2 申請と利用までの流れ

- (1) まずは廃棄物政策課 (04-7167-1140)へご相談ください。現在のごみ出しの状況等についてお話を伺います。代理の方のご相談とご申請もお受けしています。
- (2) 要件に該当する方には、申込書一式を提出していただきます。提出の際は郵送若しくは廃棄物政策課まで直接お持ちください。
- (3) 申込書受理後に書類審査を行い、内容に不備が無いときは、現地立ち合い調査に進みます。調査では、ごみを出す場所などを確認します。
- (4) 調査終了後に利用の可否を決定し、結果を通知します。
- (5) 通知に記載された開始日から収集を行います。(申請から利用開始まで1ヶ月程度お時間をいただきます。)